

## 安全データシート

作成日 2015年10月19日  
管理コード 15Oct16-001

## 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	光クリーナーボトル スティックラーズPOC03M
供給者の会社名	原田産業株式会社
住所	東京都千代田区丸の内1-2-1 東京海上日動ビル 新館5F
担当部門	情報通信チーム
電話番号	03-3213-8391
推奨用途及び使用上の制限	光ファイバ、光コネクタ端面、測定機器の清掃

## 2. 危険有害性の要約

## GHS分類

物理化学的危険性	引火性液体 区分外 自然発火性液体 区分外
健康有害性	眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分2A 生殖毒性 区分2 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1(中枢神経系、全身毒性) 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3(気道刺激性) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(血液系) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分2(呼吸器、肝臓、脾臓)

上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

## GHSラベル要素

## 絵表示



注意喚起語  
危険有害性情報

危険  
強い眼刺激  
生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い  
中枢神経系、全身毒性の障害  
呼吸器への刺激のおそれ  
長期にわたる、又は反復ばく露による血液系の障害  
長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器、肝臓、脾臓の障害のおそれ

注意書き  
安全対策

使用前に取扱説明書を入手すること。  
すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。  
容器を密閉しておくこと。  
保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。  
ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。  
取扱い後はよく手を洗うこと。  
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。  
屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。

応急措置	<p>吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。</p> <p>眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。</p> <p>ばく露又はその懸念がある場合、医師の診断、手当てを受けること。</p> <p>気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。</p> <p>眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。</p>
保管	<p>容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。</p> <p>施錠して保管すること。</p>
廃棄	<p>換気の良い冷所で保管すること。</p> <p>内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。</p>

## 3. 組成及び成分情報

## 化学物質・混合物の区別

## 混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
メチルノナフルオロブチルエーテル	30～60%	C <sub>5</sub> H <sub>3</sub> F <sub>9</sub> O	(2)-3866	2-(12)-181	163702-07-6
メチルノナフルオロイソブチルエーテル	30～60%	C <sub>5</sub> H <sub>3</sub> F <sub>9</sub> O	(2)-3866	2-(12)-181	163702-08-7
イソプロピルアルコール	10～30%	(CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> CHOH	(2)-207	2-(8)-319	67-63-0

分類に寄与する不純物及び安定化添加物

情報なし

労働安全衛生法

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9)

プロピルアルコール(政令番号:494)(20%～30%)

## 4. 応急措置

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

皮膚に付着した場合

気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。

皮膚を速やかに洗浄すること。

水と石鹼で洗うこと。

皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。

眼に入った場合

水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

眼の刺激が持続する場合、医師の診断、手当てを受けること。

飲み込んだ場合

口をすすぐこと。

医師に連絡すること。

## 5. 火災時の措置

使ってはならない消火剤  
特有の危険有害性

この製品自体は、燃焼しない。

周辺火災に応じて適切な消火剤を用いる。

棒状注水。

加熱により容器が爆発するおそれがある。

吸入すると有害となるおそれがある。

接触により皮膚や眼に炎症を起こすおそれがある。

特有の消火方法		火災時に刺激性、腐食性及び/又は毒性のガスを発生するおそれがある。
消火を行う者の保護		危険でなければ火災区域から容器を移動する。 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。 空気式呼吸器(SCBA)を着用する。 防火服は火災時に限られた防護をするに過ぎない。
6. 漏出時の措置		
人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置		直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。 関係者以外は近づけない。 風上に留まる。 低地から離れる。 作業者は適切な保護具(8. ばく露防止及び保護措置の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。
環境に対する注意事項		河川等に排出され、環境へ影響を起ささないように注意する。 環境中に放出してはならない。 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。
封じ込め及び浄化の方法・機材		乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。後で廃棄処理する。 危険でなければ漏れを止める。
7. 取扱い及び保管上の注意		
取扱い	技術的対策	『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
	安全取扱注意事項	使用前に使用説明書を入手すること。 すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。 接触、吸入又は飲み込まないこと。 眼に入れないこと。 空気中の濃度を暴露限度以下に保つために排気用の換気を行うこと。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。 『10. 安定性及び反応性』を参照。 取扱い後はよく手を洗うこと。
保管	接触回避 衛生対策	
	安全な保管条件	保管場所には化学品を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。 金属粉から離して保管する。 熱源から離し、高温への曝露避けて保管すること。禁煙。 容器を密閉して換気の良い冷所で保管すること。 施錠して保管すること。
	安全な容器包装材料	包装、容器の規制はないが密閉式の破損しないものに入れる。
8. ばく露防止及び保護措置		

	管理濃度	許容濃度(ばく露限界値、生物学的ばく露指標)	
		日本産衛学会 (2014年版)	ACGIH (2015年版)

メチルノナフルオロブチルエーテル	未設定	未設定	未設定
メチルノナフルオロイソブチルエーテル	未設定	未設定	未設定
イソプロピルアルコール	200ppm	【最大許容濃度】 400ppm (980mg/m <sup>3</sup> )	TWA 200ppm STEL 400ppm

## 設備対策

本製品を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。  
密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設置する。

## 保護具

## 呼吸器の保護具

換気が不十分な場合には、適切な呼吸器保護具を着用すること。

手の保護具  
眼の保護具

必要に応じて個人用呼吸器保護具を使用すること。  
必要に応じて個人用保護手袋を使用すること。

眼の保護具を着用すること。  
保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)

## 皮膚及び身体の保護具

顔面用の保護具を着用すること。  
必要に応じて個人用の保護衣、保護面を使用すること。

## 9. 物理的及び化学的性質

## 外観

物理的状態  
形状  
色

液体  
液体  
無色

## 臭い

アルコール臭

## 臭いのしきい(閾)値

データなし

## pH

データなし

## 融点・凝固点

データなし

## 沸点、初留点及び沸騰範囲

54℃

## 引火点

データなし

## 蒸発速度(酢酸ブチル=1)

データなし

## 燃焼性(固体、気体)

適用されない

## 燃焼又は爆発範囲

下限  
上限

4.0 vol%

16.7 vol%

## 蒸気圧

207 mmHg (25℃)

## 蒸気密度(空気=1)

7

## 比重(密度)

データなし

## 溶解度

一部可溶

## n-オクタノール/水分配係数

データなし

## 自然発火温度

データなし

## 分解温度

データなし

## 粘度(粘性率)

データなし

## 10. 安定性及び反応性

## 反応性

アルカリ金属、アルカリ土類金属、金属粉末と反応する。

## 化学的安定性

通常の温度以下の保管および取扱いの条件においては安定である。

## 危険有害反応可能性

過剰な圧力又は熱を放出する危険有害な反応又は重合は起こらない。

## 避けるべき条件

裸火、高温、高温の物体の表面。

## 混触危険物質

アルカリ金属、アルカリ土類金属、金属粉末。

危険有害な分解生成物	燃焼により、一酸化炭素、二酸化炭素、フッ化水素、フッ素化合物を発生する。
<b>11. 有害性情報</b>	
急性毒性	経口 経皮 吸入(蒸気) 吸入(ミスト) データ不足のため分類できない。 データ不足のため分類できない。 データ不足のため分類できない。 データがなく分類できない。
皮膚腐食性及び刺激性 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	データがなく分類できない。 イソプロピルアルコールが区分2Aで、区分2Aの成分濃度の合計が濃度限界(10%)以上のため、GHS:区分2A「強い眼刺激」に該当する。
呼吸器感作性 皮膚感作性 生殖細胞変異原性 発がん性 生殖毒性	データがなく分類できない。 データがなく分類できない。 データがなく分類できない。 データがなく分類できない。 イソプロピルアルコールが区分2で濃度限界(3.0%)以上のため、GHS:区分2「生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い」に該当する。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	成分濃度が濃度限界(10.0%)以上の区分1の成分はイソプロピルアルコール(中枢神経系、全身毒性)であるため、GHS:区分1(中枢神経系、全身毒性)「中枢神経系、全身毒性の障害」に該当する。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	イソプロピルアルコールが区分3(気道刺激性)で、成分濃度合計が濃度限界(20%)以上のため、GHS:区分3(気道刺激性)「呼吸器への刺激のおそれ」に該当する。 成分濃度が濃度限界(10.0%)以上の区分1の成分はイソプロピルアルコール(血液系)であるため、GHS:区分1(血液系)「長期的にわたる又は反復ばく露による血液系の障害」に該当する。 成分濃度が濃度限界(10.0%)以上の区分2の成分はイソプロピルアルコール(呼吸器、肝臓、脾臓)であるため、GHS:区分2(呼吸器、肝臓、脾臓)「長期的にわたる又は反復ばく露による呼吸器、肝臓、脾臓の障害のおそれ」に該当する。 データがなく分類できない。
吸引性呼吸器有害性	
<b>12. 環境影響情報</b>	
水生環境有害性(急性) 水生環境有害性(長期間) オゾン層への有害性	データ不足のため分類できない。 データ不足のため分類できない。 モントリオール議定書の附属書に列記されたオゾン層破壊物質を含まないため分類されない。
<b>13. 廃棄上の注意</b>	
残余廃棄物	廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
汚染容器及び包装	廃棄物の処理を依頼する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。 容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

## 14. 輸送上の注意

国際規則	Regulatory Information by Sea	Not dangerous goods
	Regulatory Information by Air	Not dangerous goods
国内規制	陸上規制 海上規制情報 航空規制情報	非該当 非危険物 非危険物
特別の安全対策		輸送の前に容器の破損、腐食、漏れ等のないことを確かめる。 輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れを生じないように積み込み、荷崩れの防止を確実に 行う。 重量物を上積みしない。
緊急時応急措置指針番号		なし

## 15. 適用法令

労働安全衛生法	名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9)(プロピルアルコール) 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法57条1、施行令第18条)(イソプロピルアルコール) 第2種有機溶剤等(施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号)(イソプロピルアルコール)
化審法	優先評価化学物質(法第2条第5項)(イソプロピルアルコール)

## 16. その他の情報

連絡先	原田産業株式会社
参考文献	NITE GHS分類公表データ NICROCARE社製msds(2010.01.30)
その他	記載内容は、一般に入手可能な情報及び自社情報に基づいて作成しておりますが、現時点における化学又は技術に関する全ての情報が検討されているわけではありませんので、いかなる保証をなすものではありません。又、注意事項は、通常取り扱いを対象としたものであります。特殊な取り扱いの場合には、この点のご配慮をお願いします。

## コメント

NICROCARE社製msdsでは、non flammable となっており、引火点の記載はありませんが、5項でFLAMMABILITY LIMIT LOWER 4.0% UPPER 16.7%となっており、燃焼性がある記載もありますので、消防法に沿った引火点の確認が勧められます。引火点が250℃未満の場合、危険物として消防法の規制を受けることになります。